

平成26年度 恵庭市高齢者世帯等冬の生活支援事業の実施について

1. 事業実施の目的について

灯油価格の高騰及び電気料金の値上げにより、これから厳寒期を迎えるにあたり光熱費等の負担増が明らかであることから、影響緩和策として低所得世帯に光熱費の一部を助成するものです。

2. 平成25年度の実績

高齢者世帯	987世帯	
障がい世帯	170世帯	
ひとり親世帯	302世帯	合計 1,459世帯

※1世帯あたり1万円を支給。

3. 対象者について（平成25年度と同様の要件で試算）

下記のいずれかに該当し、世帯全員が住民税非課税であることが要件です。

- (1) 高齢者世帯 1,230世帯
- ・75歳以上の単身世帯 (830世帯)
 - ・70歳と75歳以上の高齢世帯 (340世帯)
 - ・65歳以上で要介護4以上の在宅高齢者と同居し介護している世帯 (60世帯)
- (2) 障がい世帯 210世帯
- ・身体障害者手帳1級及び2級 (150世帯)
 - ・療育手帳A判定 (50世帯)
 - ・精神障害者保健福祉手帳1級 (10世帯)
- (3) ひとり親世帯等
- ・児童扶養手当を受給する世帯 360世帯

合計で1,800世帯と見込んでいます。

4. 今後のスケジュールについて

- 11月上旬 実施要綱・補正予算作成
- 11月中旬 対象者の抽出・実施要領の策定
- 11月下旬 補正予算の提出・対象者への郵送案内
- 12月上旬 広報誌掲載・申請の受付・F Me-niwa での放送依頼
- 12月中旬 12月12日までの申請分は年末に支給する。

※年度内は申請を受理する。